

福岡県公報

平成二十二年七月十六日
第三千二百三十六号
増刊 ①

目次

告 示 (第千二百四号・第千二百五号)

証紙代金収納計器取扱人の指定の取消について

(税 務 課)

証紙代金収納計器取扱人の指定について

(税 務 課)

告 示

福岡県告示第千二百四号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年福岡県規則第三十四号)第六條第二項の規定に基づき、次のように証紙代金収納計器取扱人の指定を取り消したので、同条第六項において準用する第三条第五項の規定により告示する。

平成二十二年七月十六日

福岡県知事 麻 生 渡

指定を取り消す証紙代金収納計器取扱人の住所及び氏名	証紙代金収納計器の設置場所	指定取消年月日
福岡市東区千早三丁目九番三三 号 福岡市東区千早三丁目九番三三 号 福岡県自家用自動車 協会 社団法人 福岡県自家用自動車 協会	福岡市東区箱崎埠頭二丁目五番一六号 株式会社 福岡軽自動車会館内 財団法人 九州陸運協会福岡支部箱崎 出張所 北九州市小倉南区沼南町三丁目一九番 二号 株式会社 福岡軽自動車会館北九州分 館内 財団法人 九州陸運協会北九州支部分 室	平成二十二年六 月三十日

福岡県告示第千二百五号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年福岡県規則第三十四号)第三条第二項の規定に基づき、次のように証紙代金収納計器取扱人を指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十二年七月十六日

福岡県知事 麻 生 渡

証紙代金収納計器取扱人として指定する者の住所及び氏名	証紙代金収納計器の設置場所	指定年月日
福岡市博多区博多駅東三丁目一〇番一七号 財団法人 九州陸運協会	福岡市東区箱崎ふ頭二丁目二番五一号 株式会社 福岡軽自動車会館内 北九州市小倉南区沼南町三丁目一九番 二号 株式会社 福岡軽自動車会館北九州分 館内	平成二十二年七 月一日